

● 設 備

項 目	内 容	負 担 区 分		備 考	
		入 居 者 共 同 負 担	公 社		
給 水 廻 り 排 水 ・ ガ ス 設 備 関 係	給水配管	腐食・漏水		○	
	バルブ	開閉不良・腐食		○	
	カギ式散水栓(水栓柱ボックス)	腐食・漏水・磨耗(パッキンを除く)		○	
	屋外消火栓	腐食・作動不良		○	
	受水槽・高置水槽・高架水槽	機器の作動不良・漏水・清掃・薬品		○	
		差 水		○	
	排水管・枦(雨水・汚水)	陥没・樹木の根詰りによる排水不良		○	
		破損・詰り・清掃不備による排水不良	○		破損・詰りは原因者負担
	排水枦・蓋(雨水・汚水)	陥没・蓋の腐食		○	破損は原因者負担
	U型・L型・V型 雨水側溝	陥没・極度な排水不良		○	
詰り・清掃不備による排水不良		○		破損・詰りは原因者負担	
浄化槽	機器の作動不良・蓋の腐食・薬品		○		
	清 掃	○			
ガス配管	腐 食		○		
電 気 設 備 関 係	屋外灯・自転車置場照明器具 (スイッチ・自動点灯器を含む)	腐食・損耗・作動不良		○	破損は原因者負担
	電灯・蛍光灯・水銀灯・点灯管	球切れ・割れ	○		破損は原因者負担
	電 柱	腐食・倒れ		○	
	地下ケーブル配線・架空配線	損耗・絶縁不良・断線		○	

(摘要)

1. 団地内危険のり面は賃貸敷地内とし公社が危険箇所と判断するものについて、該当団地・危険箇所を指定し、1年に1回の除草を公社負担で行います。
※公社共用部管理団地を除く
2. 賃貸敷地内で池・ガケまたは交通量の激しいところに隣接する箇所について、公社が危険と判断する場合のフェンス設置および張り替えなどの修繕は公社負担でおこないます。
3. 環境整備で公社が実施した建築物・屋外附帯施設など、その他公社の規格に適合するものは管理対象とし負担区分表を適用します。
(注)ただし、消耗品・備品関係については管理対象外とし、入居者共同負担とします。
4. 屋外附帯施設などで公社以外で設置のものは設置者負担とします。
5. 汚水・雑排水・雨水管、排水枦、その他共同施設(建物共用部等)及び敷地の清掃は入居者共同負担とします。
6. (建物・屋外)共用部施設の電気・水道・ガス使用料は入居者共同負担とします。
7. 汚水処理施設については、公社が定める維持管理費(汚水処理費)を入居者共同負担とします。
8. 公社共用部管理団地における建物共用部照明器具の腐食・損耗・作動不良の修繕は公社負担。(破損は原因者負担)
電球交換は入居者共同負担。(破損は原因者負担)
9. 共用部分の負担区分のうち公社負担となる場合においても、使用者の責となる故意または過失によるものは原因者負担とします。